

令和4年度 第2回
「江東区地域自立支援協議会」
議 事 録

1 日 時 令和5年3月6日（月） 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 江東区庁舎 74会議室

3 出席者 里村 恵子 西野 裕音 白木 麗弥 和田 努
石井 公子 平松 謙一 伊藤 善彦 高井 伸一
久保 雅美 青柳 浩二 岡田 芳久 田村 満子
山口 浩 吉川 秀夫

4 会議次第

1 開会

2 議事

議事1 障害者実態調査結果の概要について

議事2 障害者差別解消法の実績報告について

議事3 指定特定相談支援事業について

議事4 専門部会からの報告について

議事5 基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）
に寄せられたご意見について

議事6 令和5年度予算（案）について

議事7 その他

5 資 料

資料1-1 障害者実態調査結果の概要について

資料1-2 江東区地域生活に関する調査集計結果概要

資料2 令和4年度障害者差別解消法受付台帳

- 資料3 指定特定相談支援事業について
- 資料4 専門部会からの報告
- 資料5 基幹相談支援センター（素案）障害者福祉センター（素案）
に寄せられたご意見について
- 資料6 令和5年度江東区予算案～主な事業の紹介～（抜粋）
- 参考1 令和4年度江東区地域自立支援協議会委員名簿
- 参考2 基幹相談支援センターについて（素案）
- 参考3 障害者福祉センターについて（素案）

6 傍 聴 0名

7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

本日は年度末のお忙しい中、委員の皆様には、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の大江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認ですけれども、事前に資料1から資料6まで送らせていただいておりますので、本日はその資料に沿って説明をまいります。

次に、会議方式でございますけれども、本日は、オンラインと一部の委員の皆様には会場参加のハイブリッド方式による開催とさせていただきます。オンライン参加の委員の皆様には、事務局で音声をミュートさせていただきます。議事進行中、発言をされる際には、Zoomの挙手ボタンでお知らせいただくか、実際に手を挙げてお知らせください。会場参加の委員の皆様は挙手でお知らせをしていただきたいと思います。

会議の写真、動画等の撮影や録音は許可を必要としており、また発言が聞き取れるよう、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、参加時の周りの環境等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

それから、終了時刻、欠席の委員の御報告になります。本日、終了予定時刻は午後3時を予定しております。議事進行に御理解と御協力をお願いいたします。

欠席の委員ですけれども、本日は橋本委員、佐藤委員、守屋委員から御欠席の連絡をいただいているほか、まだ複数名、オンラインに入られていない委員もおります。順次入り次第、こちらのほうで参加をさせていただきたいと思っております。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

【大江障害者施策課長】 会議の公開につきましては、Z o o mによるオンライン方式での一般傍聴として募集をいたしましたが、傍聴希望者はおりませんでした。

本日は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますけれども、議事録作成の都合上、御発言の際はお名前をおっしゃっていただきたいと存じます。

なお、議事録につきましては、作成後、江東区のホームページやこうとう情報ステーションで公開をする予定でございます。

以上です。

【里村会長】 では、そのほか今回はハイブリッド方式で行っていますが、進行上の注意がありましたら、お願いいたします。

【大江障害者施策課長】 オンライン参加の委員の皆様は、先ほども申し上げましたとおり、事務局で音声をミュートしてございます。発言の際には、Z o o mの挙手ボタンまたは実際の挙手でお知らせください。会長から指名をされましたら、事務局側でミュートを解除し、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、ミュートに戻すよう、よろしくお願いいたします。また、会場参加の皆様は、挙手でお知らせをいただきまして、会長から指名されましたら、御発言をお願いいたします。

以上です。

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

議事（1）障害者実態調査結果の概要について

【里村会長】 議事1、障害者実態調査結果の概要について、事務局より説明をお願いします。

【大江障害者施策課長】 それでは、私から議事の（1）障害者実態調査結果の概要について、御報告をいたします。

まず、資料1-1を御覧ください。今年度、来年度の障害者等の計画作成のための基礎資料とするために、障害者の実態調査を実施したところでございます。資料1-1の2番にあるとおり、対象者として障害者（児）本人と3つの対象、それで10月から11月にかけて実施をいたしました。資料1-1の3番を御覧ください。回収率になりますけれども、障害者（児）本人に対して実施した調査については、回収率が41.0%となりました。前回の調査と比べて5.7ポイントの減ということで、回収率が落ちている状況でございます。この減となった要因として考えられることとしまして、調査項目が六十数項目ということで、項目の多さが負担になっていることが挙げられるかと考えています。したがって、次回の調査に当たっては、調査項目数を整理して、少しでも項目を減らして負担感を減らすということ、それから回答方法の多様化、例えばオンラインでの回答を可能にするなどの容易な回答方法も検討して、次回の調査時には回収率を上げるように検討を進めていきたいと考えています。

それでは、具体的な調査の結果の概要について、資料1-2で御説明をしていきます。資料1-2を御覧ください。こちらが調査集計の結果の概要となります。このうち1ページから4ページまでがそれぞれの調査項目の一覧になってございます。今回、調査項目の中で網かけで表示してある調査項目が、5ページ以降、集計の結果としておつけしている調査項目になります。この中で主立ったものについて、今回御説明をしていきます。

まず、5ページをお開きください。上段が障害者で下段が障害児の回答された方の結果となっております。棒グラフの一番左側のほうを見ていただきますと、まず上段の障害者について全体の回答数としては1,555件。そのうち身体障害が616件、知的障害が301件、精神障害が385件等々となります。下段の障害児のほうですけれども、全体の回答数が464件、うち知的障害が176件、発達障害が299件となり、あと年齢別で全体のところを見ていただきますと、9歳以

下の方の回答が約64%を占めているといった回答の属性になります。

それでは、具体的な調査項目について、まず9ページを御覧ください。9ページが外出をするときに困ることについてお聞きした調査の回答となります。9ページが障害者になります。上位に回答されている項目として、上から4つ目、混雑した電車やバスには乗りたくない、その下、すぐに疲れてしまうという2項目が上位に挙がっています。

一方、10ページが障害児に対して、同じ調査項目を聞いた回答になりますけれども、先ほど障害者で上位に挙がっている電車やバスに乗りたくない、すぐに疲れてしまうが同様に上位に挙がっているほか、下から5つ目の障害に対する周囲の人々の理解が足りないという項目も上位に挙がってきていることが特徴かなと分析をしております。特に障害児の方の回答された方が親御さんの可能性が高いということで、親御さんが感じる困りごとということで、特に外出時は障害の理解というところで困ったところがある。その結果としては、障害理解を促進する、またはインクルージョンを推進していくといったことを求めているのかなということがここから読み取れるところでございます。

続きまして、14ページをお開きください。将来希望する暮らし方についてお聞きした回答になります。14ページが障害者に対しての回答になりますけれども、その中で障害種別の上から3つ目の知的障害を見ていただきますと、左から3つ目のグラフですね。24.3%ということで、グループホームでの生活を希望する回答が多くなってございます。一方、その下の精神障害、またその2個下の発達障害については、グラフの一番左側、独立した生活を希望されている方が多いということが、障害種別でのそれぞれの特徴になります。特に知的障害で一番希望が多いグループホームにつきましては、江東区でも整備を進めているところでございますので、やはりニーズが高いというところから、引き続きグループホームの整備には力を入れていきたいと考えてございます。また、精神障害や発達障害につきましては、地域移行を充実させていくことが重要なことになろうかと考えているところです。

続いて、15ページが希望する暮らしに必要なことについてお聞きした回答になります。障害者の回答になりますけれども、一番多い1番の回答が低額な住宅あっせんや家賃補助、続いて、医療やリハビリテーションの充実という項目が上位に挙がってございます。

続いて、16ページを御覧ください。同じ質問の今度は障害児の方の回答になります。希望する暮らしに必要なことです。1番の上位に挙がっている項目が働く場所の確保、次いで自立生活・就労のための訓練・指導・支援ということになってございます。障害者のほうの項目とは違いまして、自立に向けた働く場の確保ですとか、自立に必要な訓練・支援を求めていることが読み取れるかと思えます。

続いて、17ページを御覧ください。障害者のための災害対策の1つとして、避難行動要支援者名簿の整備を江東区で行っていますが、その認知度についてお聞きした回答になっています。残念ながら、全体のところを見ていただきますと、認知度が21.7%にとどまっているというところになります。この避難行動要支援者名簿につきましては、身体、知的の重度の方については自動的に名簿掲載される仕組みとなっていますので、身体、知的の方の回答を見ますと、比較的30%前後ということで、全体と比べれば認知度が高いというところがございますけれども、この名簿については、それ以外で希望する方は、手挙げをすれば名簿掲載されることから、この認知度が非常に重要なことなんです、低いということで、区としては引き続きこの名簿の認知度を上げる周知に力を入れなければならないというところが挙げられるかと思えます。

続いて、20ページ、21ページが取り組んでみたいスポーツということで、障害者、障害児にそれぞれ聞いた質問ですけれども、いずれも1番が「水泳」で、次いで「ボッチャ」といった結果となっております。気軽に楽しめるまたは健康にもいいということで、水泳が1番と。次いで、パラリンピック・オリンピックでも日本人選手が活躍したボッチャにも興味、関心が高まっているのかなということが読み取れるかと思えます。

次いで、22ページをお開きください。共生社会の実現のために大切なことということでお聞きした質問の回答になります。まず障害者ですけれども、1番が近隣住民の理解と協力になっておりまして、約40%の方が回答しております。一方、障害児、23ページになりますけれども、一番多い回答が、小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実が45.5%となっております。こちらの調査結果から見ても、やはり障害理解教育の必要性やインクルーシブ教育の推進を親御さんが求めているというところが読み取れるかと思えます。

続いて、24ページをお開きください。今回の調査から新たに実施した調査項目

になりますけれども、幸福度について、10点満点でお聞きした調査の回答になります。24ページが障害者ということで、グラフの右上を見ていただきますと、平均で6.2点になっています。

25ページに掲載している表が障害種別ごと、または年齢別ごとのそれぞれの点数、平均点になっておりまして、障害種別の一番右側の平均（点）のところを見ていただくと、一番高い平均点だった障害種別が知的障害で6.5点、一方、一番低い平均点となったのが、精神障害で5.0点になってございます。特に精神障害のところの0点から2点までがそれぞれ16名、14名、26名ということで、他の障害と比べると、最も低い点を回答している方が精神障害の方は多いという傾向が見取れます。

26ページが障害児の同じ幸福度を聞いた回答になりまして、こちらのほうは平均で6.7点ということになりました。この幸福度につきましては、来年度策定をする障害者関連の計画の成果目標として指標設定をして、今後も引き続き、同じ調査を実施して、平均点を高められることが一つの目標達成につながっていくという形で成果指標として活用していきたいと考えております。

続きまして、27ページ以降が介護者に対して聞いた調査項目になりますけれども、その調査項目の中で、28ページが介護者支援で充実してほしいことの回答となります。短期入所の整備、それから入所施設やグループホームの整備といった項目が上位に挙がってきてございます。

続いて、29ページ、将来の不安について聞いた項目になりますけれども、特に中段にある親が亡くなった後の生活、住まい、介護者についての不安が高い様子が見取れるかと思えます。親なき後も安心して暮らし続けることができる地域生活支援拠点の整備を、区でもこうした不安解消のために進めていかなければいけないというところかと思えます。

続いて、30ページが障害児にお聞きした将来の不安。先ほどの障害者にお聞きした質問と比べて、全般的に回答率が高いというところが棒グラフを見比べても分かるかと思えます。障害児を育てていらっしゃる親御さんの不安はいずれの項目も高い。全般的に不安を抱えながら子育てをされているという状況が見取れるかなと思えます。

続いて、32ページをお開きください。サービス提供事業者にお聞きした項目の

中で、まず32ページがサービス提供上の課題についてお聞きした質問になります。回答の上位としては、量的に希望どおり提供ができないと。または困難事例、または変更やキャンセルが多いといった項目が上位に挙がってきてございます。

また、次の33ページ、経営の課題についての中では、スタッフの確保やスタッフの資質の向上が回答としては上位に挙がっているほか、事務作業量の軽減という中段にある項目も上位に挙がってきてございます。

最後、36ページになります。サービス提供事業者にお聞きした新規参入や事業拡大をする上で課題と考えていることについて聞いた質問になりますけれども、特にサービス種別の中で訪問系や相談系については、スタッフの確保が上位に挙がってきてございますが、一方で日中活動系や居住系については、収益性の確保が上位に挙がってきているということが特徴となっております。

それでは、資料1-1にお戻りいただきまして、2ページです。5番、今後の予定。最終的な報告につきましては、報告書という形で冊子にして今月末頃に完成する予定で今、最終的な構成等を進めてございます。4月以降、協議会の委員の皆様にも配付をしたいと考えてございますので、今協議会でおつけしなかった調査項目等につきましては、4月以降お配りする報告書で御確認をいただければと思います。また、事務局では、この報告書に基づき、さらに詳細な分析を進めまして、次年度、策定を行う各種計画の中でニーズの把握ですとか施策の展開に生かしていきたいと考えてございます。

長くなりましたけれども、議事1についての説明は以上となります。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、今の御説明に対して御意見とか御質問はありますか。お願いします。ございませんか。

では、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事（2）障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 議事2ですが、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは障害者差別解消法の相談の受付状況について、御報告させていただきます。

令和4年度につきましては、3件の御相談をいただいております、かなり少ない結果となっております。これまで30年度が9件、元年度が8件、2年度が8件と横ばいが続いていましたが、令和3年度には16件と急増したところです。今年度少なかった要因についてはこれから分析してまいります。

では、資料2、令和4年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。1番は身体障害者の方の案件です。商業施設の駐車場について、障害者用駐車場を設置していないこと、不適切な運用をしているとのことで、そのことに説明を求めた際、施設責任者に肉体的、精神的虐待を受けたという内容で、虐待についての御相談でした。障害者差別解消法としての対応を求められたものではありませんでしたが、商業施設の施設管理者の方に事実確認を行いました。駐車場の設置状況について確認したところ、5階に6台分の障害者用駐車場を設置しており、法令上の基準には問題がないとのことでした。相談者は6階駐車場に案内され、そこに障害者用駐車場がないことを問題としておりましたが、6階には屋根がないこと、屋根があり店舗までの動線が車道に接していない5階に障害者用駐車場を設置しているということでした。駐車場入り口には人を配置し誘導していますが、障害者用車両のマークが車両の後ろ側にあるため判断できない場合があります。この点について、施設管理者の方から、今後は5階に障害者用駐車場があることをサイン表示するよう改善をしたいとの解決策を伺っております。その他の案件につきましては、後ほど資料を御参照ください。

障害者差別解消法の周知については、今年度、東京都より新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、出てきた課題と対応ということで、感染症対策についてまとめた障害者への合理的配慮等に関する事例集が発行され、区役所各課、出先機関へ配付したところです。令和5年度も引き続き周知を図るとともに、権利擁護部会とも連携しながら、気軽で相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でござす。

【里村会長】 ありがとうございます。

何か御意見とか御質問はあるでしょうか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（３）指定特定相談支援事業について

【里村会長】 では、議事３、指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。

【野沢支援調整係長】 障害者支援課支援調整係の野沢と申します。私からは、議事３、指定特定相談支援事業について御説明いたします。

それでは、資料３を御用意ください。まず、項番１、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。令和４年１２月末現在の事業所数ですが、全体で２９、うち障害児相談支援事業所数は１３でございます。同じ表の３段目、相談支援専門員数の推移ですが、令和４年１２月末現在において、全体では５８、うち障害児相談員数は２４でございます。平成３１年３月の状況と比較しますと、事業所数はほぼ横ばいの状況が続いておりますが、相談支援専門員数はやや増加する傾向にございます。

次に、項番２、計画相談実績の推移を御覧ください。まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況ですが、令和４年１２月末現在、受給者数３，４５８人に対し、計画作成済数、３，４５８と同数であり、１００％の計画作成率でございます。なお、障害者におけるセルフプラン率は２９．１％で、令和４年３月末、直近と比べますと、１．２％低下する状況でございます。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、令和４年１２月末現在、受給者総数２，０６４人に対し、計画作成済総数２，０６４とこちらも同数であり、１００％の計画作成率でございます。なお、計画におけるセルフプラン率ですけれども、表の最下段のとおり、６３．４％でございます。障害児のセルフプラン率は増加する傾向にございます。計画相談実績の推移の説明は以上です。

次に、項番３、事業所への支援についてですけれども、平成２７年度以降、特定相談支援事業所就業・定着促進事業により実施しているところでございます。

説明については、以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、何か御意見や、御質問がございましょうか。お願いします。

では、平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福社会の平松ですけれども、計画相談の受給者数と計画作成済数１００％というのは、ある意味、当たり前のこと、つまり計画が作成さ

れなければ受給決定にならないから100%になるわけですね。問題はセルフプランが相変わらず3割近くをずっと続けているというのが1つと、もう1つは要するにサービスの利用を希望しても、すぐに計画がつかれないために受給が遅れるというケース、ずっと待たされるというケースがかなりの数いるということなので、その2点が非常に重要なことなので、100%ということについて、決定しなければ支給されないというのは当然なので、そうではなくて、セルフプランは出ていますからいいですけども、この3割をどうするかですが、もう一方で、かなり相談支援事業所に利用したいので計画をつくってほしいと希望しても、大分待たされるという実態がありますので、この実態をやっぱりちゃんと把握する。で、かなりの期間待たされることないしはセルフプランが相変わらずということはどうするかと、この2点を今後の課題としてきちっと検討するべきだと。この2点をきちっと押さえておいていただきたいという意見です。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。事務局のほうで、何か今の御意見に対してありますか。

お願いします。

【大江障害者施策課長】 後ほどの議題の中でも、基幹相談支援センターについてのお話をさせていただきますけれども、江東区のほうで基幹相談支援センターへの御相談を検討する中で、基幹相談支援センターの設置だけではやっぱり解決できない地域の相談支援体制の充実、セルフプランの解消についても議論をしたところで、基幹相談支援センターの設置の詳細な検討に併せてそうした地域の相談支援体制を充実していくための施策展開についても検討していこうということにしてございます。平松委員の御指摘はごもっともでございますので、そうした現状を踏まえて、支援策を区としては検討していきたいと考えています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に高井委員、お願いします。

【高井委員】 ロータスの高井です。よろしく願いいたします。

前回の会議でもちょっと質問させていただいたんですけども、児童のほうのセルフプラン率がまだずっと高いままで、まだ増えているという状況で、今、63.

4%ということ、前回よりも5%ぐらい増えていると思うんですけども、このままでいくと多分、来年度末、70%を超える可能性があつて、前回、お答えを聞かせていただいたときは親御さんが希望しているからセルフプランが増えているというお話だったと思うんですが、本当に親御さんの希望だけでこのペースで増えていくのかというのがちょっと疑問が私の中にはありまして、どちらかといえば、江東区としての課題がここにもしかしたらあるんじゃないかとちょっと考えていまして、そうであれば、しっかりとその課題を把握して、一体何が原因であるのかは早めにつかんで、対応、対策を取っていくことが非常に大事なことだとは思いますが、そうでないと、障害者のほうは3割ぐらいのセルフプラン率ではあると思うんですが、これは必死にやっこれがなかなか減らないという部分で、もし児童と一緒に何か課題がそこにあつて対応策が取れるのであれば、区と協力してしっかりと対策を取っていくことが大切だと思うので、ぜひ児童の事業者さんもすごく一生懸命やられているというのは皆さんも御存じですし、私も現場を見てよく分かっていますので、その中でこうやって増えていくというのはここに何かがあると思つたほうがいいと思いますので、しっかりとその課題を江東区としてちょっと把握していただきたいなとは思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

この件に関して、何か事務局のほうから説明があるでしょうか。

【安井在宅生活相談担当係長】 計画相談の数は多少、増えてはいますが、やはり受給者数の数の増加がどうしても供給に追いついていかないところもあります。特に、昨今、障害児世帯においてやっぱり共働き率が大変多くなっている。児童の療育を目的とするよりは、どちらかという、保護者が就労したいために放課後デイサービスに預けざるを得ないというところもあります。なので、昔でしたらそこまで療育は学校教育の中でも特別支援学校や特別支援学級の中でやってもらえるからというところがありましたが、放課後の居場所づくり、保護者が就労するために放課後等デイサービスに通わざるを得なくなったという世帯が非常に増えているという、そのために利用者数も増えているが、計画相談の数がそのニーズに追いついていないというのも一つの原因ではないかと考えます。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何か今の件に関してでも、御意見がおありになる方、お願いします。

田村委員は何か。お願いします、田村委員。

【田村委員】 障害児の利用者の方々は、障害児というふうに診断されていない方々が非常に多いんですね。それで発達支援をしてほしい軽度の人が多いものすごく多いんですね。そこに書いてあります放課後デイサービスと受給者総数では児童発達支援もほぼ同じような人数になっております。保護者が使いたいと思っている気持ちは、ある面、ちょっとした塾のように思っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃって、放課後デイサービスの年齢になっていくと大分違ってくると思うんですが、実際にこの人数を上回る相談員数で立てていくのは大変な状況なんです。ですので、うちでやっているのは、本当に立てていくことが必要な人を中心に立てていく。つまりサービスの管理をしていく重要度の高いところに対応しております。その必要度あるいはこのサービスの利用の仕方というところが、私としてはすごく影響しているように思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

いずれにしろ、相談員の数をできるだけ増やすという。

青柳委員、どうぞ。

【青柳委員】 今、同じことを言おうとしているんですけども、事業所も増えないし、相談支援も増えていないからこういう事態になっているわけで、ここを何とかしようというか、後の基幹相談支援センターでもそうですけれども、そこが施策がしっかりしていないからこういう結果になっているんじゃないですか。さっき、就労した人のお母さんが共稼ぎの人が多からサービスのあるがという、ああいう言い方は私、あまり好きじゃないんですけども。要するに多様化しているわけだから、そこに追いついていないだけなんです。分かります？ 就職したから、親御さんが就労したいからこういうのが行き届かないというのは、ちょっと言い方を気をつけないと、御家族から反発が来ると思うんですけども。

【安井在宅生活相談担当係長】 すみません。ちょっと言い方はきついかもしれませんが。

【里村会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、今のやり取りに関してなんですが、ある意味で、親が働きに行くからとかいうお話もありましたけれども、もう1つ、比較的重度の人という話も出てきていると思うんですが、ある意味で、多様化していることはそのとおりのなんだろうけれども、取りあえず重度の人からというやり方もあるのかも分からないけれども、要するに大事なことはそういう重度、軽度ということにかかわらず、その人が地域の中で安心して暮らせる、生活できる、障害がある子供たちないしはその親御さんたちも含めて。そういう施策が必要になるだろうと。そういう点で、実際に比較的軽度という言葉が適切かどうか分からないけれども、要するに江東区内で生活していच्छる障害を持っている子供たちも含めて全体としてどう支えていくかという中でこれを考えていかないと、どうしてもそういう比較的重い人は制度の対象になるけれども、それに含まれない人はじゃあどうしたらいいんだということになっちゃうと思うんです。その辺は障害者、障害児も含めてだろうけれども、要するに地域の中で、何らかの障害があって生活に困難を抱えている人たちを全体としてどう支援するかということ。そういう視点が施策の中で検討していく必要がある、今後の課題としては非常に重要なことだとは今のやり取りを聞いていて感じましたので、意見を言わせていただきました。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

【大江障害者施策課長】 すみません。

【里村会長】 どうぞ。

【大江障害者施策課長】 いろいろと御意見、ありがとうございます。先ほど、事務局のほうからお話しさせていただいた預かり事業というところにつきましては、青柳委員の御指摘もあったように、軽々しくといたしますか、それは一つの側面として多分、窓口で実感として相談対応しているというところから出てきた発言かと思えますけれども、江東区は御存じのとおり、保育園の待機児ゼロを目指して十数年間、保育園を整備し続けて、そうした保育園児の方々が年齢を増していって学齢期に達して、そうしたお子さんたちが放課後等デイサービスを利用したいというニーズが高まってきているという現状は我々のほうではひしひしと感じているところでございます。いずれにしても、療育の必要性があって支給決定をしているところで

ございますので、そうしたお子さんたちが適切にサービスを受けられるような体制のために、高井委員からも御指摘があったように、相談支援専門員という専門的な視点でアセスメントをして、適正なサービスとサービス量を見立てて、その後のモニタリングを経て、サービス内容を見直していくといった専門的な関わりは必要な状況ですから、それが今、セルフプラン60%を超えてしまっているという現状がありますので、それは改善していかなければいけないということで、次期、障害児福祉計画を策定の中で、主要な課題として、江東区のほうでもこの部分は検討していきたいと思います。御意見、ありがとうございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、御意見も出尽くしたように思いますので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（4）専門部会からの報告について

【里村会長】 議事4、専門部会からの報告について。本協議会は、令和3年度から令和4年度の2年間で1つの期として活動してまいりました。本日は、今期最後の協議会でございますので、各専門部会の部会長から今期2年間の活動内容、そこから見えてきた課題、区への提言等について、御報告をお願いしたいと思います。

報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。

それでは、最初に精神部会の平松部会長から、御報告をお願いします。

【平松精神部会長】 精神部会の部会長をしておりますおあしす福祉会の平松でございます。部会の活動報告書に沿って、若干の説明をさせていただきたいと思っております。

令和3年度、4年度とまとめてありますが、前回までの取組で、一つの成果としては、いわゆる江東区のマップづくりをやりまして、予算をつけていただいて、それを完成して、いろいろな関係機関に配っていただいて、分かりやすく江東区内にどこにどういう事業所ないしは相談機関があるかということで、それなりの効果はあったのかなということで、引き続き予算確保していただいて、これを今後も活用していただきたいと思いますと考えておりますということが1つございます。

それから、特に4年度、中心に行った活動としては、いわゆるピア活動を江東区

内でももっと積極的にやれるようにしていこうということで、ピア活動は当事者自身が当事者の立場でいろいろな形で活動していただくということで、いろいろなところで、いろいろな形でそういう取組は多分されているだろうとっております。その中の1つとして、いわゆるピアサポートということで、これは一定の研修を受けて、例えば相談支援事業所の職員としてとか、いろいろな事業所の職員として、同じ当事者の立場で当事者の相談を受けるということで、これは制度化されております。ということで、それもつくっていく必要があるだろうと。ただ、ピアというのをもっと幅広い当事者が自ら当事者の立場でいろいろな活動をしていただくということがありまして、その上でそういうピアサポートという一定の資格を持った人たちに、当事者の立場で当事者支援をしていただくということで、この両面が必要なので、その辺のところを、取りあえずピアサポートというよりも、ピア活動というのはどういうことなのかということで、まず学習会をやりましょうということで、そういうことを1回やりました。次、この3月中にできればということで、準備していただいておりますが、取りあえずそれぞれのところで、あまりピアサポートという制度にこだわらずに、ピア活動はいろいろみんなやっているはずなので、それを交流しましょうというようなことを今回やろうとしております。これは次年度以降も引き続き、力を入れてやっていきたいと考えております。

もう1つ、ピアの問題とともに家族支援もテーマとしては掲げておりましたが、残念ながらそこまではまだ具体的な取組はできなかったもので、これも次年度以降、江東区内で精神障害の方の家族会活動というのが実質的に今、なくなっているところがございますので、これもいずれはそういう家族の方が家族の立場でいろいろな活動をしていただく、交流していただくということで、それをどう支えるかというか、協力するかということで取り上げていきたいということが次年度以降に引き継がれていくのかなとっております。

もう1つはコロナ禍で、地域移行ですね。精神科の病院に入院していて、そういう方が退院して地域生活に移行するということで、これは3地活の相談支援事業所を中心に取組んでいただいておりますし、行政とも協力して、精神科の病院に訪問して、そこで地域に受け皿があれば退院できる人たちをどう移行に乗せるかということでやってきましたけれども、残念ながらコロナ禍でそもそも面会が制限されるというか、面会できないとか、それから外出とか外泊して実際に江東区内でどん

なところに何があるということを見てみようとか、ないしは体験しようとかいうことが非常に制限されていたということで、その中でも相談支援事業所が頑張っ
てやっけていただいているけれども、非常に大変な状況が続いておりました。という
ことで、医療機関ですのでいろいろな社会的な制約は感染症防御のためのいろいろ
な制限は基本的に全部なくなったということになっておりますけれども、やはり高
齢者施設、それからそういう医療機関は引き続き感染防御対策がある程度続いてい
る中で、どうやって退院促進地域生活移行というのを進めていくかということが今
後も引き続き課題としては大事なのかなとは思っております。

大体、大まかに言うと、以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に地域生活支援部会の高井部会長から御報告をお願いします。

【高井地域生活支援部会長】 地域生活支援部会の部会長の高井です。よろしく
お願いいたします。

地域生活支援部会の活動報告と提言は資料4の7ページからになります。今回、
この2年間、コロナ禍ということで、なかなか部会を開催することも例年よりは少
なくなってしまったんですけれども、検討した内容と提言を発表させていただき
たいと思います。

課題と提言ということで、9ページのほうになります。まず1番としては、基幹
相談支援センターについて、部会でも検討させていただいております。課題と検討
内容については、居宅介護を行う事業所間の連携が課題となっていたことから、今
年度は居宅介護事業所と相談支援事業の交流会を開催することができました。交流
会では、各事業所が抱える困りごと、地域での問題などが情報交換されまして、こ
のような交流会が今後も継続、また事業種別も増やして開催されることがすごく大
事になってくるかなということで、いつでも情報交換ができる場の設置が本当に求
められていると思います。

提言としては、基幹相談支援センターの在り方については長年協議しているところ
ではあるんですけれども、設置にはまだ時間がかかるようですので、どのような
センターを目指していくのか、引き続き地域の事業者や自立支援協議会の意見を取
り入れて進めていただきたいと思います。また、設計に当たっては、交流室、会議
室の設置など、地域に開かれた施設になるように御検討していただきたいと思います

ます。センターの設立は7年度ということで、まだちょっと時間がかかるということがありますので、基幹相談支援センターができるのを待つのではなくて、できることを区として、また今ある事業所としてできること、事業所交流会の事業のようなものから先行して始めることも検討していただきたいと思っております。

また、2番として、災害対策についてなんですけれども、課題・検討内容は、区内の主立った障害者施設が福祉避難所に指定されたが、当の福祉避難所では避難所開設に当たっての手順や人員体制、地域との連携についての協議が不足しています。また、(2)としては、災害対策は対象者の障害が一律ではなくて、多様な対応が求められ、個別避難計画の策定や避難所における配慮など課題が多いため、全体を包括して検討できる場が必要であるとなりました。

提言としては、区と福祉避難所・地域が協議できる場を設けていただき、福祉避難所の機能を果たせるようにしていただきたいと思っております。あと、(2)としては、自立支援協議会、各部会からもいろいろ御意見があって連携できないかということがありましたので、自立支援協議会の各部会を横断して協議できるような場があればいいのかなとも思っております。もしくは災害対策に特化した様々な角度から検討できる専門部会を、必要であれば設置するなどの検討が必要ではないかと思っております。

地域生活支援部会は以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いいたします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳です。よろしくお願ひします。

プリントでは11ページ、12ページからが就労支援部会の報告になっています。この2年間で、部会を3回、担当者会議という直接担当している方が集まる機会を1回、2年間とも開きました。ただ、オンラインで開いたり、書面開催のときもあったんですけども、例年の回数は開くことができたと思ひます。直接お会いして会ったのは2回。令和3年の第2回の部会と令和4年の2回目の部会は直接皆さんで集まってお話ができた。これは少しよかったかなと思ひました。やっぱりオンラインだと伝わらないとか、話がかみ合わないところがあったんですけども、こういうことが少しでもできたことはちょっと前進だったかなと思ひます。書いてある中身はずっとそうなんですけど、コロナ禍で働いている皆さん、障害者で働いている

方が、大きく行動制限の中で働いていらっしゃる事が分かって、就労支援の在り方は本当に大事だなというのが分かりました。

課題に向けての解決とか提言ですが、14ページ、15ページ、16ページに出ています。4つについて提言をまとめさせていただきました。1つは就労支援について。今、申し上げたように、新型コロナウイルスの関係で、本当に時間はかかりましたけれども、少しずつですが仕事の量が皆さん、働いている方のところへ戻ってきているようです。雇用数も最高になっているようです。ただ、まだまだこの中でも課題がたくさんあって、障害の方が親御さんも含めてですけれども、高齢化して、これからの生活の場面の支援が少し大変な方が増えてきているのを、企業やあるいは今、直接働いている会社やあるいは支援者の中で、どうこれからそういうところを支援していくかというのが課題になっているかなと思います。

あと工賃、就Bの作業所の工賃の向上に向けた取組では、いろいろな学習会もやりましたし、共同受注なんかもどういふのがあるか、東京都の支援なんかはあるのかというところで、勉強会などをやりました。これがこれからもう一つ共同受注の窓口をどうするかというところが課題になっていて、まだそこからなかなか出られない状況になっているので、今後どう進めていくかをこれから検討していこうと思っています。

あと、就労・生活支援センターの体制の整備につきましてですけれども、この4月からパートの方が1人増えます。そういうところは微増という程度かなとは思いますが、地域にはこういう就労支援センターの登録者がどんどん増えていきますので、本当はもう少し体制をよくしていただきたいし、これから就労支援センターの在り方をどう進めていくかということも課題にはなっているんですけれども、人員の強化を抜本的に進めていけるようにするにはどうしたらいいかということをもっとまた自立支援協議会でも考えていただきたいと思っています。

あと、障害者の雇用についてです。雇用については16ページにまたがっています。この間、法定雇用率がこれからまたどんどん上がりますので、江東区は法定雇用率が達していないという、まだ少し恥ずかしいというか、江東区自体がこういうことを守っていないということはゆゆしき状況だと思いますけれども、これをしっかり定着も含めて、やる体制をしっかりと取っていかなくちゃいけないなと思っていますし、あと就労支援をする立場の私たちと、江東区あるいは企業と一緒にあって、

ここはしっかりやっていかないといけないかなというところです。

以上です。簡単で申し訳ないですが、これが就労支援部会からの報告になります。ありがとうございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、次に児童部会の田村部会長から御報告をお願いいたします。

【田村児童部会長】 田村です。よろしくお願いします。

児童部会では、全体でこの2年間は集まる会議はやっておりません。その理由はやはり18ページの上を書いてありますが、非常に多様な機関の方々に集まっていただけで、総勢20名を超えていくような状態になりますので、ワーキングで活動しようということを行ってきました。3つのワーキング、発達障害児ワーキング、家庭支援ワーキング、医療的ケア児ワーキングになります。それぞれ課題が多いので、そのワーキングの特徴を生かしながら話し合いを年2回ずつやってきております。発達障害児ワーキングのところでは特にこの2年間はペアレントメンターになっている保護者の方がいらっしゃるんですね。この東京都の取組の中で、それぞれの地域でそういうお子さんを抱えた保護者の皆様への支援活動が始まってきている、そこを江東区の中にも根づかせてつくっていきたいという気持ちがありまして、ペアレントメンターの方を中心に、地域活動にどういう実態が今、あるのかとか、皆さんがどう思っているのかという話の交流、それから教育委員会の実践交流や今年、新設された東京保健医療専門職大学、敬心学園ですね、塩浜2丁目の郵便局の前になりますが、そちらの専門職大学と交流を深めて、地域に貢献できる発達支援という面から研修会を設けております。

家庭支援ワーキングのほうでは、社会的資源が今現在、どうなっているのか、家庭から起きてくる問題点、子供の生活の安定度と言っているんですか、問題を、課題を中心に事例研究も取り入れながらやってきました。

医療的ケア児ワーキングのほうは、国が医療的ケア児支援法を出したので、地域で医療的ケア児に関わるお子さんの取組を積極的にこれからしていかなければいけないということで、江東区の中でも教育委員会や保育課なども動いてきております。それらの中でこの障害児部門の中の医療的ケア児の対応をどう対応するか。今の現状ですが医療的ケア児がどのぐらいの子供たちがいて、そして保護者やその子供たちが生活していく上でのニーズを把握していこうという取組を行ってきました。

結局、4つの提言に持っていきっております。その各会議の内容は飛ばしまして、25ページから4つの提言にまとめております。まず提言の1で、これは特に家庭支援ワーキングのほうから出てきて、外国籍の保護者の方々などがやはり情報をどう手に入れたらいいのかというところで、情報収集が困難でうまくサービスにつなげられていない現状のところ、『障害者福祉のてびき』をもう少し使いやすくしていく、多言語翻訳ができるようにしてほしいということ。

提言2で、地域の支援力 - 保護者のペアレントメンターの力など、保護者同士の力を発揮して、保護者が経験している力を地域性に合わせて、児童期、学齢期に過ぎやすくしていくための方法として、発達障害児の連続講座を開催していこうと。区のほうで「障害児（者）の親のための講座」を毎年開催していて、そこにメンターの人に来て、話してもらおうというプランが昨年度から実施されてきています。この講座との連携を図って、この講座を受けた方々、受けに来たいと言っている方々からつながりをつくっていったらどうかというのが今回の提言に持っていることです。ここでつながりができた人たちから自助グループの設立だとか、ペアレントメンターの育成などにつなげていって、保護者が気軽に話ができるような茶話会のグループなど、それぞれ地域に立ち上がっていくと良いと願っております。

提言3で医療的ケア児の取組では、支援情報が分かりやすくなる形を模索しました。そこで『医療的ケア児支援ガイドブック』の作成による分かりやすい情報の提供を目指してはどうかと。これは23区の他の地域で取り組んでいる例を参考にしながら、江東区での取組を検討しました。

提言4で、ほかの部会でも出ておりましたが、実際、子供たちが災害時の避難状況をどうしていったらいいのか。学校だとか保育園だとか多様な機関が関わっておりますので、それぞれの機関でそれぞれの災害への取組があります。これを後でお話が出てくるかと思いますが、権利擁護部会のほうからの呼びかけで一度、2つ、私どもとともに検討会議を開いて、どのようにこれを進めたらいいのかの話合いの場を持ちました。その中でやはり自立支援協議会の役割の一つとして、この災害時のテーマを積極的に取り上げていって、先ほど横につながる連携とありましたが、それらの話合いの検討の場になっていくとよいかと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、次に権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いします。

【山口権利擁護部会長】 山口です。権利擁護部会の報告をさせていただきます。

資料としましては、29ページから始まります。資料を見ながら説明をさせていただきます。30ページから説明をさせていただきますが、令和3年度の部会開催報告になっております。令和3年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による実施になりました。内容としましては、各部会員から出された意見を基にテーマを検討したということでございます。

次に31ページが、令和4年度の報告になります。検討内容でございますが、今年度は部会を5回開催しております、その内容をこれからお話し申し上げます。検討内容につきましては、資料に記載のとおりでありますけれども、昨年度に出された意見の中で、3つの項目が出されております。防災関係、成年後見制度、障害者虐待を中心に検討をしております。中でも防災は多くの部会員から意見をいただきましたので、優先して検討を重ねていきました。

まず、第2回の部会で、区の防災課の職員の方から防災対策について、講話を受講しまして、部会内で被災時の障害者の権利擁護について意見交換をしたということでございます。また、隣の江戸川区に行きまして、江戸川区で発行している防災マニュアルについて、様々な取組や区民からの反響について、江戸川区の担当された職員の方より、直接お話をお伺いすることができました。さらに明後日であります、3月8日には障害者、障害児の災害時の避難行動についてというテーマで、各所で活躍されている障害者施設の方をパネリストとしてお招きをしまして、児童部会と合同で研修会を実施する予定でございます。本研修は防災について各施設での取組についてより深く検討する機会が得られるとともに、他の部会と合同して実施することで、部会同士の連携を図られるという点においても大変意義があると。今後につながるものと確信しております。先ほどからやはり防災関係の意見は随分出ておりますけれども、引き続き検討していくことになるかと思っております。ほかにも成年後見制度について、区や権利擁護センターより江東区成年後見制度利用促進基本計画の説明を受けるとともに、実務面における制度の利用状況、実際の利用状況についても弁護士の先生よりお話を伺うことができ、後見制度を利用した障害者の権利擁護について理解を深めました。

次に課題について説明します。近年、集中豪雨や台風などの自然災害が多発して、

被害も激甚化しております。令和元年に発生した台風19号では、荒川下流域地区に避難勧告が発令されるような出来事から、多くの区民が避難を余儀なくされました。このような災害時の混乱の中においても、障害者の権利は擁護されなければならないと考えております。ただ、残念ながら、障害者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないため、避難行動に戸惑う場面が多く見られました。災害時における障害者の避難行動について、防災部局、福祉部局が連携して、障害種別に対応した避難情報を収集し、広く周知する必要があるとともに、避難所におけるプライバシー保護など、障害者の権利擁護のために、福祉避難所の運営・管理についてガイドラインの整備が必要と考えております。

提言でございますが、3つの取組にまとめております。提言の1つはやはり防災への取組。令和3年5月に施行された改正災害対策基本法では、災害時における円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされました。災害時において、命を落とす危険性の高い障害者を守るためには、平常時からの情報の収集と共有が不可欠です。つきましては、防災部局と連携し、個別避難計画の作成を進めていただきたい。また、避難所での障害者の権利擁護を図れるよう、併せて福祉避難所の運営・管理について整備を進めていきたい。

2つ目の提言ですが、啓発活動についてです。当部会では施設職員や当事者向けの研修会を行ってきました。令和4年度は児童部会と共催により、防災をテーマに研修会を開催しました。今後も引き続き、施設職員や当事者に向けて研修会という形で様々な情報を発信し、障害者の権利擁護についての啓発を行っていく予定です。区においては、施設を利用していない障害当事者や難病患者をはじめ、一般区民に対する情報発信も行い、合理的配慮の提供者である民間事業者への制度周知も進めていただきたい。

それから3つ目の提言になりますが、ネットワークの構築です。障害者の権利擁護のための法や制度が円滑に活用されるためには、関係者、関係機関が制度を熟知するとともに、お互いの連携が不可欠です。そのためには、関係者、関係機関がネットワークをつくり、情報連携、行動連携を取ることが重要です。当部会においては、意思決定や後見制度、権利擁護に関する課題を関係機関より集約し、検討・検証、関係機関と情報共有を行ってまいりますが、区においても、関係機関、団体等による地域ネットワークを構築し、円滑な連携を図る仕組みづくりを進めていただ

きたいというまとめにしております。

各部会から、やはり防災関係に対する意見が相当出てきております。こちらの権利擁護部会も子供部会と併せて一度、コラボで打合せをいたしましたけれども、これをもっと広がるように願っております。また、そこに権利擁護部会が少しリーダーシップを取りたいなということも考えております。

私からの報告は以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。

今、各部会からの御報告がありましたけれども、これについて何か御意見や御質問などありますか。お願いします。

【大江障害者施策課長】 よろしいでしょうか。

【里村会長】 お願いします。

【大江障害者施策課長】 障害者施策課長の大江です。

まず、各専門部会の皆様、この2年間、コロナ禍で大変な状況の中、なかなか対面で集まれないところ、活動を進めていただいて、こうした提言にまとめていただきまして、事務局を代表しまして、または区を代表しまして、お礼申し上げます。どうもありがとうございました。

まとめていただいた提言につきましては、さらに区のほうで深く分析をし、現状と課題ということで、さらに整理をして、来年度の計画策定の中で取り組める提言、解決できる課題については解決の方向で施策展開を考えていきたいと思っています。

あと複数の部会から提言の中でまとめられておりました災害時の対策についてですけれども、現状、防災課を中心に、現在、地域防災計画の改定作業を行っております。東京都の被害想定が変わったことを踏まえて、現在、区の地域防災計画の見直しということで、今、改定を行っているんですが、当然その中に避難行動要支援者には当然、障害者を含む要支援者の個別避難計画の在り方ですとか、または福祉避難所の運営も含まれておまして、その中で我々障害福祉部門もその計画の見直しに入って、現在、全庁挙げて計画の見直し作業を行っております。その見直しの方向性が出ましたら、報告するのはもちろんなんですけれども、その中で各専門部会の皆様のほうで議論してほしい中身といいますか、専門部会の皆様に関わってほしい事柄を整理して、それでより議論を深めて、専門部会の専門的な意見で防災対策の在り方を議論していただくような流れで進められればよいなと思っております、

その中で、先ほど山口委員からもありました権利擁護部会がリーダーシップを取ってということもございましたので、山口委員を中心に、ちょっと御相談を今後、させていただければと思っております。

どうもありがとうございました。

【里村会長】 では、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見ございますか。

では、出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（5）基幹相談支援センター（素案）及び障害者福祉センター（素案）に寄せられたご意見について

【里村会長】 次に、議事5、基幹相談支援センター及び障害者福祉センターに寄せられたご意見について、事務局より説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 資料5になりますけれども、第1回の協議会の中で、区の抱える課題として基幹相談支援センターと障害者福祉センターを挙げて、それを12月に素案を示すということで、12月に素案としてまとめてお示しし、各委員から意見をお伺いしたところです。それ以外にも計画を策定する、または進行管理する計画等推進協議会、それから区内の相談支援事業所が一堂に会する連絡会の中でいただいた意見も含めてまとめたものが資料5となっております。詳細な説明については、後ほど御覧いただきまして、私のほうでは説明を割愛しますけれども、先ほどの提言の中で、地域生活支援部会様からも基幹相談支援センターの在り方については提言をいただいたところでございますので、区ではこうした意見を踏まえて、詳細な基幹相談支援センターの設置の在り方について、次年度以降、検討を進めてまいる考えでございます。この協議会でも、後ほど何かございましたら、随時意見はお伺いいたしますので、御覧いただければと思います。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に対して、何か御意見とか御質問はあるでしょうか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（6）令和5年度予算（案）について

【里村会長】 次の議事6、令和5年度予算（案）について、事務局より、説明

をお願いします。

【大江障害者施策課長】 それでは、資料6を御覧ください。先月、2月に新年度予算案として江東区が発表したもののうち、障害者関連についてまとめたものが資料6になります。こちらの資料の詳細の説明は割愛しますが、1ページ目では4月にオープンする塩浜2丁目の障害者入所施設についての記事でございまして、2ページ目がソフト的新規事業として、失語症者向けの意思疎通支援事業と医療的ケア児の支援になってございます。特に医療的ケア児支援の中で、先ほど児童部会で提言のありましたガイドブックの作成については、新年度予算案に計上をして、来年度作成をしていきたいと考えているものでございます。それ以外のものについては後ほど資料を御覧いただければと思います。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

今の御説明に対して何か御意見とか御質問あるでしょうか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事（7）その他

【里村会長】 議事7、その他について。そのほか、各委員より何かあればお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 平松委員が手を挙げています。

【里村会長】 平松委員、どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、1つは去年の12月に障害者総合支援法が改定された、それから児童福祉法の改定もされていますよね。多分、次年度からの自立支援協議会等々でいろいろ検討されることになると思うんですけども、その中でも今までと大きな変更というのは、自立支援協議会の位置づけが少し変わるということはございますよね。

1つは自立支援協議会で、個別の事例に基づいて協議すると。個別のケース支援の結論を出すということではなくて、個別の事例から課題をそこから抽出して検討するというのをちゃんとやれというふうになっているわけですよね。これまであまりそういうことは江東区の自立支援協議会では行われてこなかったということで、そうしますと、自立支援協議会の役割がそういうことも追加されるのかな、そうす

ると進め方等も検討する必要があるのかなと感じておりますということで、特に精神に関しては、実は精神障害者に限定しないというのが出てきています。精神保健上の困難を抱える人たち。つまり今の総合支援法で、いわゆる障害者というのは法令で定められているわけです。もちろん手帳を持っていれば障害者と。精神の場合は自立支援医療を利用していけばそうなりますが、それ以外の精神的な何か問題を抱えているという方々について、じゃあどこに相談に行けばいいのというと、現在の相談支援事業所とかそういうところだと、いやいや、精神障害に該当しませんよねということで、そこまで積極的に相談に乗ることはできていない。それも入ってくるということで、かなりこれは相談支援事業所等々、ほかのところもそうでしょうけれども、対象が広がるわけですよ。その辺をやっぱりちゃんとできるようにしていかなければいけないだろうということがあります。まだ詳細は法令で定めるということになっていて、出てきていないので、これからだとは思いますが、5年度からの自立支援協議会の進め方については、今も部会からもいろいろな意見が出ておりますけれども、そういうことも含めて、新しい総合支援法ないしは児童福祉法の改正に伴って、今後の自立支援協議会の進め方等々については考えなければいけないことだと思っておりますので、その辺は区としても当然、検討していただいているんだとは思いますが、対象が広がる、それから具体的な事例から課題を抽出するというのがポイントになっていこうと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいということがあります。

それからもう1つ、住まいの問題で、区の調査で障害者の中で生活するために一番必要なことの中で一番高かったのが、家賃の低廉な、つまり安い家賃の住宅のあつせんないしは家賃の補助がトップになっておりました。これは住まいというのはやっぱり地域で生活する上で、まず基本となることだと思っておりますね。安心して住める場所がなければ、実際に住所が定まらないので就労はできないし、地域とのつながりとかそういうこともやっぱり住まいを中心につくっていかなければいけないということで、非常に重要なことだと思っております、おあしす福祉会、今回、居住支援法人をつくったというのもそういう課題に取り組もうということで始めたわけですが、江東区は家賃が非常に高くなっておりますし、今後も高くなっていくだろうと。そうすると、いわゆる住宅確保要配慮者の方々が手が出ないというふうにもう既になってきていますし、さらにそれがどんどん進んでいって

しまうだろうということで、この辺の問題は区全体としてやっぱり考えていただかなきゃいけないかなと思っております。大変残念ながら、区の職員ないしそういう居住支援を取り組んでいる方の中に、何で江東区にこだわらなければいけないんだと。江東区で家賃が高くて借りられなければ、ほかの区なり、ほかの県に行けばいいではないかというような意見も実際に聞いておまして、それは江東区の方針ではないだろうと思っているんですけども、そういう点をもっときちっと江東区として江東区から住宅確保要配慮者の方が、これは障害者だけではなくていろいろな方がたくさんいらっしゃいますけれども、そういう人たちが住めなくてほかの区なり、ほかの都府県に出て行かざるを得ないというような、そういう経済的に余裕のある人だけしか住めない江東区にしてしまっているのかということとは真剣に考えていただきたいなということ、ぜひ区としても積極的にもっと考えていただきたいという要望としてお願いしたいと思っております。

以上、2点です。

【里村会長】 ありがとうございます。

新しい法律の下、次年度の自立支援協議会もそれなりの変化を持たせていかなければならないと思っておりますけれども、何か事務局でありますか。

【大江障害者施策課長】 平松委員から御指摘のありました協議会の役割が変わるということについて、ちょっと補足と今後についてなんですけれども、協議会の役割として、地域の関係機関等が参画して、個別事例の検討等を通してニーズ把握や、その地域で不足しているサービスや支援等の課題を明らかにする役割がこの協議会は求められていたところでございますけれども、十分な個別事例を検討した地域課題の検討がなされていないということが指摘されておりました。これは江東区に限らず全国的な話でございます。

それを踏まえて、昨年12月、障害者総合支援法等が一部改正をされて、協議会の役割として障害者等の適切な支援に関する情報共有が明確化されたところです。具体的には協議会は地域の関係機関等に対して情報提供や意見表明等の協力を求めることができる。一方、求めがあった関係機関はそれに協力するよう努めることということが規定をされたところです。これは高齢部門でいうところの地域ケア会議と同じような位置づけになるということですので、こうした法改正を受けて、本協議会がどのように情報共有、個別事例の検討を行って課題を抽出していくかとい

うことについては、来年度のこの自立支援協議会の中でその辺りも検討していきたい。その中で専門部会がどう位置づけられていくのかということも併せて検討していきたい。現状は個別事例については、各専門部会のほうで取扱っていただいていたはずですので、それをこの親会がどのように関わるのかはちょっと制度設計含めて来年度の自立の中で検討していきたいと考えています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

ほかに何か御意見ありますか。

では、この議題については終了とさせていただきます。

〔 閉 会 〕 午後3時10分

【里村会長】 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、2年間にわたり地域自立支援協議会の委員として、貴重な御意見を多くいただき、ありがとうございました。

今後も引き続き、地域で暮らす障害者の支援に向けて、それぞれのお立場から協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —